

事務局からのお願い 令和4年6月13日

完了報告期限を過ぎてからの報告書類の提出が徐々に増加しております。

各社ごとに支払いの都合等があるとは思いますが、規定第14条1項・2項で規定のとおり

**新築は申請月含めて1年以内**

**改築は申請月含めて6カ月以内**

上記の期限での報告へのご協力をお願い申し上げます。

遅れて報告する場合には遅延理由書(任意の書式)の

添付等で事務局や審査会が把握できるご協力も併せて

お願い申し上げます。